

# 耐震改修促進事業 地震に強い住宅へ

## 改修工事費等を補助

県と市は、わが家の耐震改修促進事業を行っています。この制度は、市などで実施する耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅の改修費用に補助金を交付するものです。左表参照。

### わが家の耐震改修促進事業

☆県の補助制度：市の実施

補助内容	☆県の補助制度		◆市の補助制度	
	一般型	小規模型	一般型	小規模型
耐震改修計画の策定にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用
対象者	県内に対象住宅を所有する人		市内に対象住宅を所有する人	
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、木造住宅の場合は評点1.0未満、非木造住宅の場合は構造耐震指標(IS値)が0.6未満であるなど		昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅で、耐震診断の結果、評点0.7未満であるなど	
補助額	対象費用の2/3(上限20万円)	対象費用の1/4(上限60万円)(※)	対象費用の1/4(上限30万円)	対象費用の1/4(上限30万円)
備考	改修後の評点が1.0以上になる耐震改修計画などの条件あり		県の補助制度と一体的に利用(県の補助金の交付決定の写しが必要)	

注) 補助金交付の決定前に、工事等を契約している場合は補助の対象外

# 市営住宅の 住み替え募集

申込は5月14日～21日

市は、市営住宅の住み替え募集を行います。

募集住宅の概要など詳しくは申込案内書をご覧ください。問合せは西宮市営住宅北部管理センター(0798・35・5028)へ。

【申込資格】現住宅に、原則3年以上居住していること▽収入基準に合致すること▽家賃滞納が全く無いこと▽①要介護度4・5、②障害または疾病、③高齢、④世帯人員の増減、⑤生活環境の変化のいずれかの理由で現在の住宅で

【募集数】29戸  
【申込案内書の配布】5月14日～21日に西宮市営住宅北部・南部管理センター(六湛寺町9-18)、中部管理センター(市役所南館1階)  
【申込】申込案内書に添付している申込書を5月21日(消印有効)までに西宮市営住宅北部管理センターへ郵送を。重複申込不可  
※次回の住み替え募集は10月の予定

# 7月・来年4月採用 看護師を募集

市は、①7月・②来年4月採用の看護師を募集します。募集要項・申込書は5月10日から市立中央病院総務課(同病院3階)で配布するほか、市のホームページ(市政情報)人事行政・職員採用からダウンロードできます。問合せは市立中央病院総務

課(0798・64・1515)へ。  
【対象】昭和46年7月2日(②は56年4月2日)以降に出生した看護師免許取得者(②は来春の国家試験で取得見込み可)  
【基本給月額】①：21万9184円、②：21万9184円、③：21万9184円、④：21万9184円、⑤：21万9184円、⑥：21万9184円、⑦：21万9184円、⑧：21万9184円、⑨：21万9184円、⑩：21万9184円

【申込】申込書など必要書類を5月10日～24日(必着)の午前8時半～午後5時に市立中央病院総務課へ持参か郵送を【試験日】6月1日 ※面接試験

# 保育ルーム 運営者募集

市は、待機児童の多い地域において、「保育ルーム」を自宅または賃貸物件で運営する人を募集します。

保育ルームとは、子どもの保育に熱意のある人が、市の助成を受け、保護者の仕事や病気などで昼間十分な保育を受けられない乳幼児(最大5人)を預かる施設です。申込は随時受け付けます。申込方法・助成額など問合せは、児童福祉施設整備課(0798・35・3718)へ。  
【応募条件】65歳以下の保育士資格取得者で保育を補助する人を確保できる人

# 吹き付けアスベスト 調査費・除去工事費を補助

市は、アスベストの飛散による市民の皆さんの健康被害を予防するため、吹き付けアスベストに関する調査費用、除去工事費用に対し補助を行っています。申込方法は問合せは建築指導課(0798・35・3701)へ。

【対象】補助金額調査：アスベストを含有している恐れのある吹き付け建材が露出して施工されている建築物。全額(上限25万円)▽除去工事：アスベストを含有している吹き付け建材が露出して施工されている建築物。工事費の3分の1(上限100万円)

# 固定資産税 都市計画税など 納期限は5月31日

固定資産税・都市計画税第1期分、軽自動車税、自動車税の納期限は5月31日です。納税通知書の発送は次のとおり。

【発送日】固定資産税・都市計画税：5月10日▽軽自動車税、自動車税：発送済み

【問合せ】固定資産税・都市計画税：資産課(0798・35・3269)▽軽自動車税：税務管理課(0798・3701)

# 休日納税相談 5月25日・26日に開催

市は、滞納市税の早期収納を図るため、催告を続けています。普段、勤務などの都合で平日に納税の相談に来られない人や、事情によりまだ納付していない人を対象に、5月25日(土)・26日(日)に休日納税相談を行います。また、市のホームページ(くらしの手続き)市税では、市税や納税について紹介していますのでご覧ください。問合せは納税課(0798・35・3238)へ。

【時間・会場】午前9時～午後5時に納税課(市役所本庁舎2階) ※当日は正面玄関から入ってください

平成23年分の確定申告から、所得税法の改正により、公的年金収入400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告の義務はなくなりまし。しかし、市県民税について、年金天引き分以外の社会

確定申告・市県民税申告していない人へ

年金収入400万円以下で

4月1日現在で65歳になる  
年金所得のある人へ

問合せは市民税課(0798・35・3267)へ。

# 正しく使おう 緊急ダイヤル 119番

火事や救急で119番通報するときは、場所や状況を正確に伝えられないものです。落ち着いて要件などをしっかりと伝えましょう。119番は人の命と財産を守る大切な電話です。いたずら電話などはやめましょう。緊急以外の問合せは消防局(0798・26・0119)へ。

### 通報のポイント

	火災	救急
①第一声	「火事です」	「救急です」
②場所など	町名・番地・マンション名など(※)	
③内容	どこで何が燃えている、逃げ遅れた人がいるかどうか	けがや病気の内容、人数、性別、年齢、負傷部位、意識があるかないかなど
④通報後	安全な場所へ避難	応急手当をお願いする場合あり

※携帯電話からの119番は、電波の状況によって他市の消防につながる場合があるため、最初に発生場所の市を伝えてください

消防テレホンサービス・ツイッター(0798・22・9999)または西宮市緊急医療情報システム「NEMISネット」(http://www.nishii19-nemis.net)をご利用ください

人の公的年金等所得に係る市県民税は、原則、公的年金からの特別徴収(年金天引き)での納付となります。適用初年度は、税額の半分は1期(6月)、2期(8月)の納付書または口座振替による納付となり、残り半分は10・12月、来々2月の年金からの天引きによる納付となります。問合せは市民税課へ。